

デイサービスセンター四季の郷 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(茨城県指定 第0870401254号)

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人さしま福祉会
- (2) 法人住所 茨城県坂東市逆井 3 5 0 3 - 1 4
- (3) 代表者名 理事長 新谷 嘉延

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所・平成 2 6 年 1 2 月 5 日指定
茨城県第 0870401254 号

※当事業所は、特別養護老人ホーム四季の郷に併設されています。

- (2) 事業所の目的 指定通所介護は、介護保険法令に従い、ご契約者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、通所介護サービスを提供します。

- (3) 事業所の名称 デイサービスセンター四季の郷
- (4) 事業所の所在地 茨城県古河市東間中橋 1 9 8 番地
- (5) 電話番号 0 2 8 0 - 3 3 - 3 3 1 1
- (6) 事業所長(園長) 新谷 仁志
- (7) 当事業所の運営方針

- ① 本事業所において提供する通所介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨並びに内容に沿ったものとします。
- ② 契約者の人格を尊重し、常に契約者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、契約者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所介護計画を作成することにより、契約者が必要とする適切なサービスを提供します。
- ③ 契約者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明します。
- ④ 適切な介護技術をもってサービスを提供します。
- ⑤ 常に提供したサービスの質の管理、評価を行います。

- (8) 開設年月 平成 2 6 年 1 2 月 1 日
- (9) 通常の事業の実施地域 古河市、坂東市、結城市、下妻市、八千代町
- (10) 営業日及び営業時間 境町、五霞町
営業日：月、火、水、金、土曜日 サービス提供時間 9 : 3 0 ~ 1 6 : 4 0
- (11) 利用定員 2 5 人

3 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、以下の指定基準を遵守しています。

園長(1人)、生活相談員(1人)、介護職員(1人以上)
看護職員(1人以上)、機能訓練指導員(1人)、栄養士(1人)

4 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の基準となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①入浴

- ・入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴できます。

②排泄

- ・ご契約者の排泄の介助を行います。

③機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

〈サービス利用料金（1日当たり）〉

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じた自己負担額をお支払い下さい。

○基本料金

要介護度	基本単位数 (通常規模)	単 価 (円)	1日あたりの およその 基本額 (円)	食 費 (円)	料 金 (円)
介護 1	658	10.27	675	650	1,325
介護 2	777	10.27	797	650	1,447
介護 3	900	10.27	924	650	1,574
介護 4	1,023	10.27	1,050	650	1,700
介護 5	1,148	10.27	1,178	650	1,828

○加算料金

- ・入浴加算Ⅰ : 40単位
- ・個別機能訓練加算Ⅰ (Ⅰ) : 56単位
- ・サービス提供体制加算Ⅰ : 22単位
- ・介護処遇改善加算Ⅰ : (基本料金+各種加算)の合計×92/1000単位

※ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の基準外サービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①食事

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため食堂にて食事をとっていただきます。

料金：650円

- ・特別献立の場合は実費分を頂きます。

② 通常に事業実施地域外への送迎

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費として、下記料金をいただきます。

事業実施区域から片道5キロメートル未満 500円

事業実施区域から片道5キロメートル以上 750円

- ③ レクリエーション・クラブ活動
ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

- ④ 複写物の交付
ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 20円

- ⑤ 日常生活上必要となる諸費用実費
日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担していただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

- ⑥ 理容代

利用料金：実 費

経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

- ⑦ サービス提供の時間延長

利用料金：15分当たり 125円

※送迎は、家族が行うものとします。

- (3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)，(2)の料金・費用は、サービス利用終了時に、その都度お支払いください。

- (4) 利用の中止，変更，追加

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者に体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合・・・無料

利用予定日の前日までに申し出がなかった場合・・・当日の利用料金の10%

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

5 苦情の受付について

- (1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

生活相談員

また、苦情受付ボックスを施設内に設置しています。

- (2) 行政機関その他苦情受付機関

四季の郷	電話番号0280-33-3311
古河市役所 介護保険課	電話番号0280-92-4921
茨城県社会福祉協議会	電話番号029-241-1133

6 その他

- (1) 介護記録，サービス提供記録，看護記録の開示を行います。

- (2) 事業計画，各マニュアル，財務内容の閲覧ができます。

※ご希望者は、申し出てください。

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供開始にあたり，本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

茨城県坂東市逆井 3 5 0 3 - 1 4
社会福祉法人さしま福祉会

理事長 新谷 嘉延

印

説明者

所属：

氏名：

印

私は，契約書および本書面により，事業者から重要事項の説明を受け，指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者

住所：

氏名：

印

（代理人）

住所：

氏名：

印

※この重要事項説明書は，厚生省令 3 7 号（平成 1 1 年 3 月 3 1 日）第 8 条の規定に基づき，利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。